

佐倉市立保育園の在り方に関する
基本方針（第2次）改定版

令和8年3月

目 次

佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）改定版策定の趣旨	1
1 保育施設の現状と課題	
（1）待機児童	2
（2）地区別、年齢別の待機児童	3
（3）保育施設の整備	4
（4）保育内容	4
（5）職員配置等	5
（6）施設整備費（維持費）	6
（7）運営費	7
2 保育施策の方向性	
（1）多様な保育定員の確保策	9
（2）多様な保育サービスの提供	10
3 今後の公立保育園の役割	10
4 民営化対象園の選定、スケジュール	
（1）基本的な考え方	11
（2）民営化対象園の選定と民営化の手法	11
（3）保護者への周知	12
（4）移管事業者	13
（5）移管事業者の募集、選定	14
（6）民営化のスケジュール	14
5 民営化後の保育の質の確保	
（1）保育内容の確認	15
（2）保護者、事業者、市の三者での打ち合わせの場の確保	15
6 用語集	16

佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）改定の趣旨

本市では、平成21年3月から平成23年3月まで12回にわたり開催された「佐倉市立保育園等の在り方検討会」の答申を受けて、平成24年5月に「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（以下「基本方針（第1次）」）」を策定しました。

公立保育園の民営化については、基本方針（第1次）に基づき、佐倉東保育園を民営化対象園とし、社会福祉法人生活クラブを移管先事業者として選定しました。

社会福祉法人生活クラブは、平成28年4月1日に生活クラブ風の村保育園佐倉東を開園し、3年間の運営を経た後に「福祉サービス第三者評価」を受け、民営化後の保育園の運営が適切に行われていることが確認されたところです。

基本方針（第1次）を策定した平成24年5月以降、公立保育園の民営化に係る社会状況の変化等を改めて精査するとともに、「佐倉市公共施設等総合管理計画」と歩調を併せながら、適切な手法による民営化を推進するため、佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）（以下「基本方針（第2次）」）」を策定しました。

基本方針（第2次）においては、公立保育園の民営化について地域福祉計画における日常生活圏域につき1園残すことを基本に、南志津保育園及び根郷保育園を民営化対象園とし、令和6年4月1日にAIAI NURSERY 下志津を開園し、開園2年目に「福祉サービス第三者評価」を受け、民営化後の保育園の運営が適切に行われていることが確認されたところです。

次に根郷保育園の民営化を進めるにあたり、公立保育園の民営化についての基本的な考え方に変わりはありませんが、その手順等について見直しを行う必要が生じたため、ここに基本方針（第2次）を改定します。

1 保育施設の現状と課題

(1)待機児童

佐倉市における少子化の傾向は、基本方針（第1次）策定時においても顕著に見られましたが、その傾向は依然として続いており、8,000名程度で推移していた就学前児童数は、令和7年には5,148人にまで減少しました。

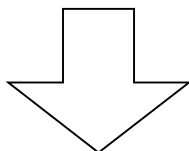
一方、保育ニーズについては、出産前後の女性の就業継続割合の上昇等により増加していますが、施設整備を急速に進めてきたことにより、定員数と入園児童数が大幅に増加しており、平成29年には待機児童ゼロを達成したところです。

その後、根郷地区において区画整理事業が実施されたこと等により、令和2年まで再び待機児童が発生していましたが、令和3年以降は待機児童ゼロを継続している状況となっています。（参考：図1）

(図1 就学前児童数、待機児童数等の推移)

(各年4月1日現在)

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
就学前児童数	8,131	8,108	8,071	8,060	8,029	7,991	7,999
保育施設定員数	1,312	1,312	1,402	1,402	1,402	1,575	1,637
待機児童数	38	24	25	16	40	40	46



	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
就学前児童数	6,613	6,198	5,870	5,673	5,391	5,148
保育施設定員数	2,836	2,891	2,897	2,959	2,728	2,643
待機児童数	11	0	0	0	0	0

(2)地区別、年齢別の待機児童

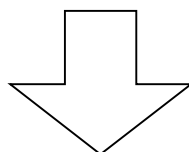
地区別、年齢別の待機児童の状況では、基本方針（第1次）策定時の平成24年4月1日には、合計で46人、市内の全地区で待機児童が発生していました。

令和7年4月1日現在では、就学前児童数の減少もあり、待機児童は出ていません。

(参考：図2)

(図2 地区別・年齢別待機児童の推移)

平成24年4月1日待機児童数							
地区	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
佐倉	4	1	1	2	0	0	0
臼井・千代田	14	3	5	5	1	0	0
志津北部	10	0	7	1	2	0	0
志津南部	16	0	6	8	2	0	0
根郷・和田・弥富	2	0	0	0	0	2	0
合計	46	4	19	16	5	2	0



令和7年4月1日待機児童数							
地区	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
佐倉	0	0	0	0	0	0	0
臼井・千代田	0	0	0	0	0	0	0
志津北部	0	0	0	0	0	0	0
志津南部	0	0	0	0	0	0	0
根郷・和田・弥富	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

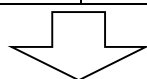
(3)保育施設の整備

市内の保育施設は、平成24年4月時点で公立保育園8園、民間保育園10園の合計18園でしたが、令和7年4月時点では、公立保育園6園、民間保育園26園、認定こども園(8園)、小規模保育事業所(2施設)、事業所内保育施設(1施設)の合計43施設となっています。(参考：図3)

(図3 地区別の保育施設数の推移)

【平成24年4月1日現在】

地区	公立 保育園数	民間保育施設数				
		小計	保育園	認定 こども園	小規模 保育	事業所内 保育
佐倉	2	1	1	0		
臼井・千代田	1	5	5	0		
志津北部	1	2	2	0		
志津南部	2	2	2	0		
根郷・和田・弥富	2	0	0	0		
合計	8(44.4%)	10(55.6%)	10(55.6%)	0(0.0%)		



【令和7年4月1日現在】

地区	公立 保育園数	民間保育施設数				
		小計	保育園	認定 こども園	小規模 保育	事業所内 保育
佐倉	1(-1)	6(+5)	3(+2)	3(+3)	0(-)	0(-)
臼井・千代田	1(-)	9(+4)	7(+2)	1(+1)	0(-)	1(+1)
志津北部	1(-)	8(+6)	7(+5)	1(+1)	0(-)	0(-)
志津南部	1(-1)	9(+7)	6(+4)	2(+2)	1(+1)	0(-)
根郷・和田・弥富	2(-)	5(+5)	3(+3)	1(+1)	1(+1)	0(-)
合計	6(-2) (13.6%)	37(+27) (86.4%)	26(+16) (59.1%)	8(+8) (18.2%)	2(+2) (4.5%)	1(+1) (2.3%)

(4)保育内容

保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、保育の実施にかかる保育環境の形成、指導計画の策定基準等が細かく示されており、各保育施設では、この指針を踏まえた保育が実施されています。また、保育従事者の配置については、基準の職員数を超えた職員配置を行って保育の充実を図る民間保育園も見受けられることから、公立、民間の運営主体に関わらず一定の保育の質が確保されています。

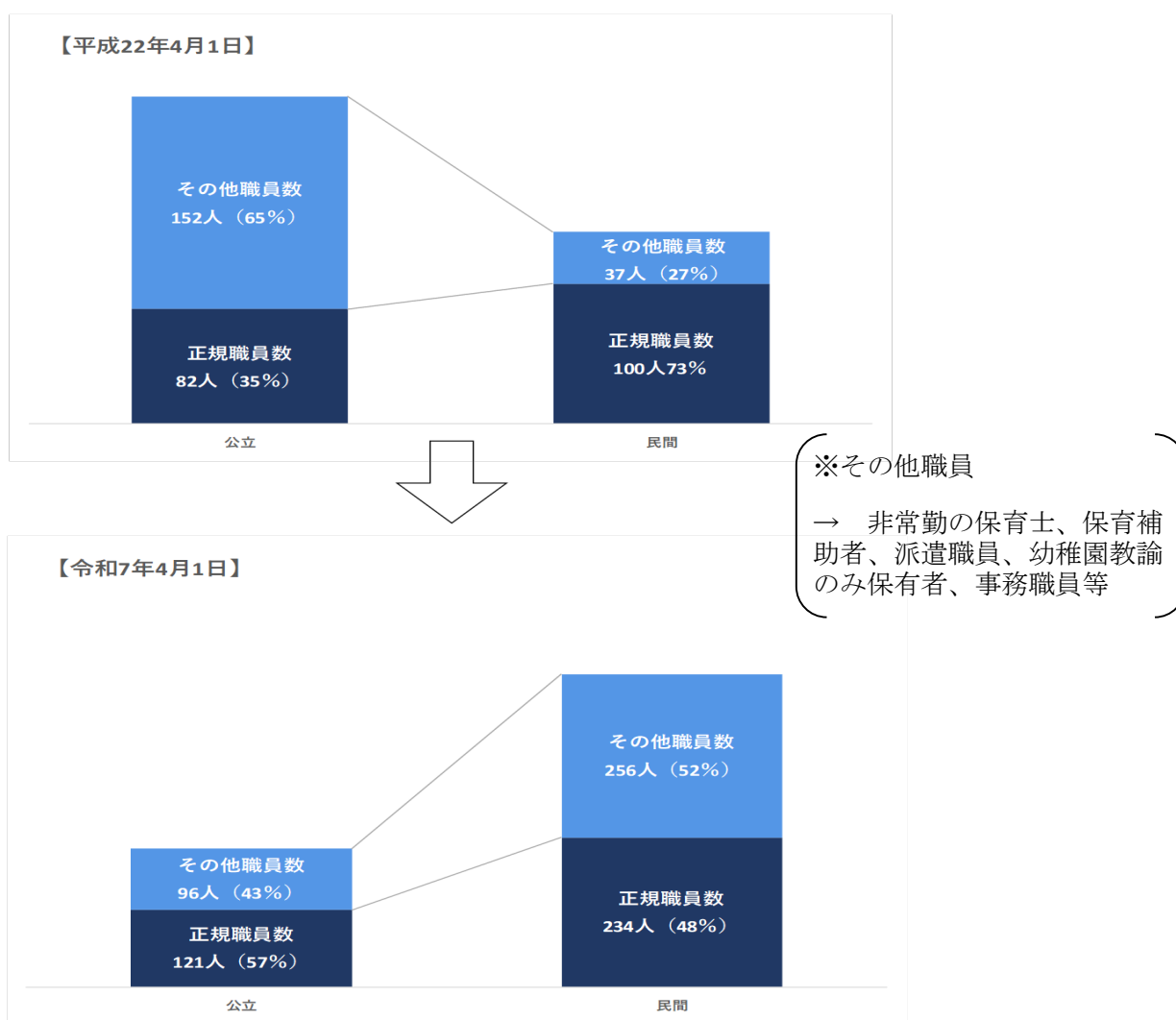
これに加えて、質の高い保育の提供を行うための取組として、各種職員研修会を実施しています。これは、公立、民間の枠を超えた研修であり、保育課題を共に考え、市全体の保育の質を高めることを目的としています。

また、特別な配慮が必要な子の保育については、障害児や、食物アレルギー児の対応研修等を実施し、市内の教育・保育施設の職員が皆同様に一定の知識を持つことで、公立に限らず受入れができるようにしており、一部の民間園でも医療的ケア児の受入れを実施しています。

(5)職員配置等

公立保育園における保育士の正規職員の比率は、平成22年4月時点では民間保育園と比べてかなり低い状況でした。令和7年4月時点では比率は逆転し、民間保育園においてその他職員の雇用が進んでいる傾向がみてとれます。（参考：図4）

(図4 公立保育園と民間保育園の正規職員比率の推移)



(6)施設整備費(維持費)

公立保育園の改築等の施設整備に関する国県補助金が平成18年度に一般財源化されたことにより、今後公立による施設整備を行う場合は、その建築費のすべてが市負担となることから、施設整備の財源確保は極めて困難な状況です。

一方、民間事業者が施設整備を行う場合は、国県補助金が対象となり少ない経費で施設整備が実現することから、財政面からみますと優位な施策であると言えます。

(整備例)

民間保育園3園を新設し、223人の保育定員を拡大。

- ・3施設の民間事業者が要した施設整備費合計は、約5億2,000万円
- ・3施設の整備にかかる市から民間事業者への市補助合計額は、約3,800万円
(平成28年度実績)

また、公立保育園の建物、設備については、佐倉市公共施設等総合管理計画の方針にあるとおり、予防的修繕(計画的な修繕や設備更新)を行い、長寿命化を図るべきところですが、現状は、対症療法的な修繕・改修を行っている状況です。長寿命化のためにも改善が求められるところですが、厳しい財政状況であることから困難な状況となっています。(参考:図5)

(図5 公立保育園における施設・設備の改修経費)

年度	決算額
令和7年度	44,720,000 (※)
令和6年度	16,641,816 円
令和5年度	10,850,417 円
令和4年度	11,024,729 円
令和3年度	5,686,680 円
令和2年度	3,438,741 円

※令和8年1月時点予算額

(7)運営費

公立保育園における運営費の財源は、国及び県の補助金は平成 16 年度から廃止（一般財源化）されたことから、保護者が負担する保育料以外は市の一般財源（市税等）のみとなっています。また、公立保育園の運営費の決算額は、待機児童対策としての保育士の採用増加等の影響により増加しています。（参考：図 6）

一方、民間事業者が運営する保育園や認定こども園等で、市が子ども・子育て支援法の規定による確認を行った施設・事業については、保育に要する運営費について国、県及び市による財政支援を行っています。

同規模の保育園において、運営にかかる市負担額を公立と民間の運営主体で比較すると、市の支出額は公立保育園の方が大きく、また、民間保育園の場合は、国や県からの財政支援があることにより、公立に比べて一般財源比率が半分以下となります。

市負担額の比較では、公立保育園の約 3 分の 1 程度の費用で民間保育園を運営していることとなり財政面で非常に優位であると言えます。（参考：図 7）

また、民間保育園は、国による保育士等の処遇改善のための財政支援があるため、保育士の処遇向上につながり、保育士確保の支援がされています。

市としての保育施設の運営にあたっては、この財政支援を活用することで、市の負担額の圧縮につなげることができます。

(図 6 公立保育園における運営費の決算額推移)

年度	決算額
令和 7 年度	1,429,678,000 円(予算額)
令和 6 年度	1,237,029,190 円
令和 5 年度	1,316,522,487 円
令和 4 年度	1,375,547,748 円
令和 3 年度	1,369,794,431 円
令和 2 年度	1,334,673,262 円

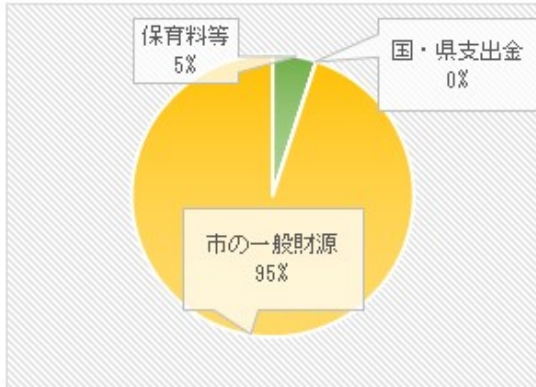
※令和 5 年度で南志津保育園が閉園のため、令和 6 年度以降は運営費に含んでいない。

(図7 公立保育園と民間保育園の運営費の比較)

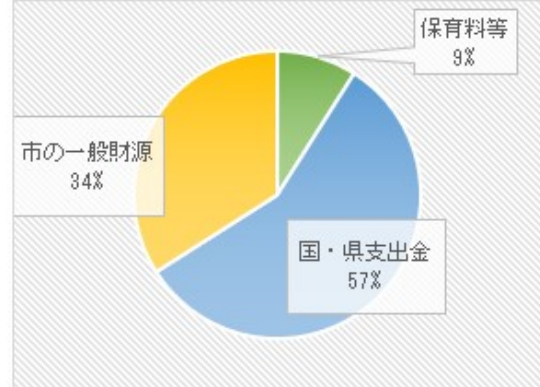
(令和6年度決算額より算出)

【120人規模】

〔公立〕



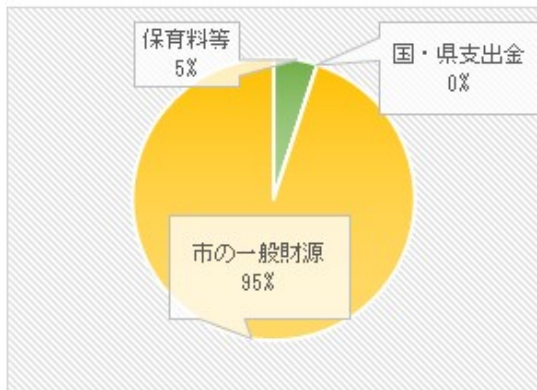
〔民間〕



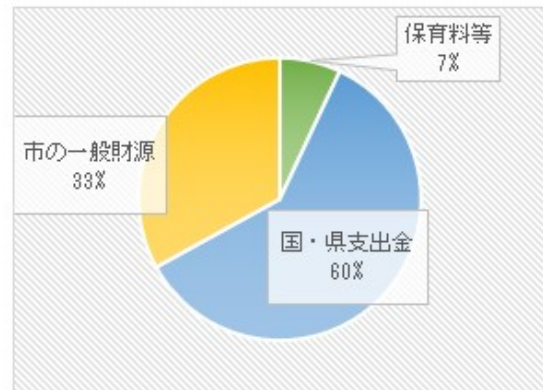
財源	公立		民間	
	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
保育料等	14,771,300	5	19,085,300	9
国・県支出金	0	0	112,822,858	57
市の一般財源	259,901,522	95	67,144,763	34
運営費合計	274,672,822	100	199,052,921	100

【80人規模】

〔公立〕



〔民間〕



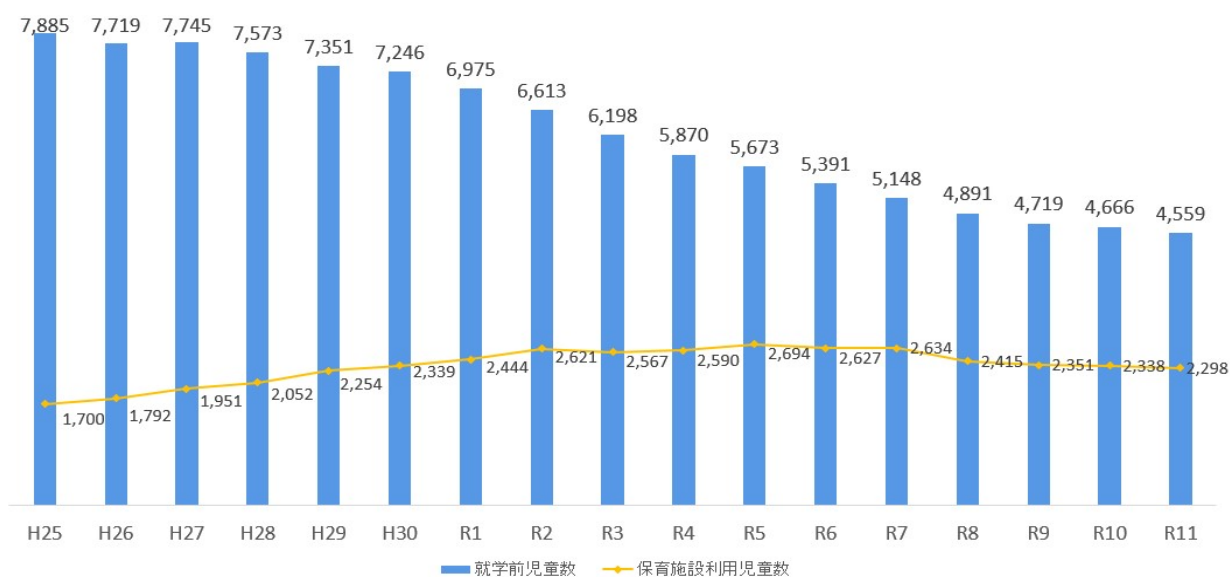
財源	公立		民間	
	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
保育料等	9,061,700	5	10,450,920	7
国・県支出金	0	0	87,094,845	60
市の一般財源	189,928,502	95	48,391,645	33
運営費合計	198,990,202	100	145,937,410	100

2 保育施策の方向性

(1)多様な保育定員の確保策

当市は、基本方針（第1次）策定以降、民間保育園等の施設整備（新設）により保育定員の確保を行ってきました。今後も少子化が進行した場合は、保育定員が過剰となることが懸念されるため、施設整備以外の施策への転換が求められています。（参考：図8）

（図8 就学前児童数と保育施設利用児童数の推移）



（今後考えられる施策）

- 幼稚園の認定こども園への移行
 - ◇ 幼稚園がこれまで受け入れをしていない、3歳未満児の受け入れを開始することによる保育定員の確保
- 公立保育園において保育士の確保による受入人数の拡大
 - ◇ 公立保育園は施設の規模に余裕があるため、保育士の数が増えることにより受入人数を増やすことができる。
- 既存施設（幼稚園など）を利用した保育定員の確保
 - ◇ 幼稚園における預かり保育の推進及び定期的な2歳児の預かり

(2)多様な保育サービスの提供

認定こども園・小規模保育事業所等の開設、一時預かり事業の拡大、病児・病後児保育事業の開始など、基本方針（第1次）策定時と比べて多様な保育サービスを提供しています。これらの保育サービスの多くが民間事業者による実施であることから、今後も民間事業者による継続した事業展開が必要と言えます。

認定こども園 民間8施設（全8施設）

小規模保育事業所 民間2施設（全2施設）

一時預かり事業 民間10施設、公立6施設（全16施設）

病児・病後児保育 民間3施設（全3施設）

子育て短期支援事業（ショートステイ）民間1施設（全1施設）

3 今後の公立保育園の役割

今後の公立保育園は、各区域の基幹園として主に以下の4点の役割を担います。

- 就学前児童が著しく少ない地域において、保育サービスの空白地帯を生まなため役割
- 地域型保育事業の連携施設としての中心的役割
（地域型保育利用後の3歳児の受け皿、代替保育、保育内容の支援）
- 関係機関・地域との連携におけるモデル的役割
- 特別な配慮が必要な子の保育の実施における中心的役割
 - ◇ 看護師など保育士以外の専門職を配置し、特別な配慮が必要な子の保育を積極的に行う役割
 - ◇ 巡回相談(※1)の実施により、特別な配慮が必要な子の成長や発達を促進する役割

(※1) 臨床心理士や言語聴覚士等と市の職員が、保育園の現場を巡回し、配慮が必要な子の保育を確認し、子どもの年齢の発達課題や保育現場の状況に即した助言を保育士に行う。

4 民営化対象園の選定、スケジュール

(1)基本的な考え方

前述のとおり、基本方針（第1次）の策定後においても、公立や民間の運営主体に関わらずその保育内容に相違はないものの、市の財政負担は公立保育園の方が大きい傾向は変わりませんでした。ついては、老朽化する公立保育園における今後の持続可能な保育サービスの提供や待機児童対策のためには、従前の方針のとおり、民間事業者を積極的に活用し民営化を進めることが有効であると考えます。また、民営化を進めるにあたり、公立保育園が担うべき役割も大きいことから、公立保育園の適切な配置が必要となります。

また、民営化の検討にあたっては、民営化対象園が存する区域における待機児童数や保育施設の設置状況、将来の保育ニーズの見込み等を勘案し、統合や廃止を含めて広く検討する必要があります。

(2)民営化対象園の選定と民営化の手法

基本方針（第1次）において、民営化対象園の選定にあたっては、佐倉市地域福祉計画における5つの日常生活圏ごとに、最低1園の公立保育園を運営し、それ以外の保育園については民営化対象園とすることが定められています。また、馬渡保育園については、佐倉市地域防災計画により指定避難所として指定されているため、当面の間民営化対象園としないことが定められています。（参考：図9）

このことから、志津南部地区の志津保育園又は南志津保育園及び根郷・和田・弥富地区の根郷保育園が民営化対象園となりました。また、老朽化の状況、待機児童の状況や人口推計等を総合的に勘案し、志津保育園と南志津保育園では南志津保育園を民営化することとし、南志津保育園と根郷保育園では、南志津保育園から民営化に着手することとなりました。

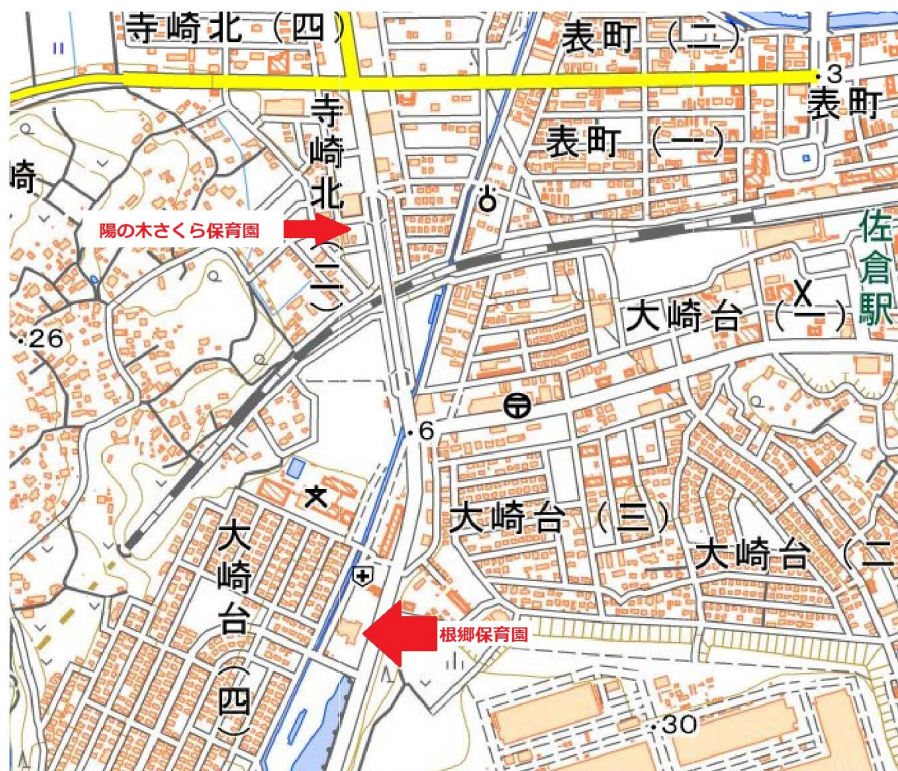
また、民営化する場合の手法は、建築年数を考慮し、民間事業者が保育園を新築して保育事業を引き継ぐものとします。保育園の新築にあたっては、民営化対象園の個別の事情を考慮の上、また、入園児が新築園に引き継がれることを想定して、同区域の中でも近距離に新築するように配慮することとします。

(図9 地区別公立保育園の状況)

(令和7年4月現在)

地区 (日常生活圏域)	保育園名	施設建設 開設年月	経過 年数	定員 (人)	備考
佐倉	佐倉保育園	平成24年1月	13年	130	地区内1園
臼井・千代田	臼井保育園	平成8年4月	29年	90	地区内1園
志津北部	北志津保育園	平成11年4月	26年	138	地区内1園
志津南部	志津保育園	平成5年4月	32年	150	地区内1園
根郷・和田・弥富	根郷保育園	平成3年4月	34年	130	民営化対象園
	馬渡保育園	平成24年7月	12年	90	民営化非対象園

【根郷保育園】



- (保育時間) 7:00~20:00
- (保育年齢) 産休明け~就学前
- (交通) JR 佐倉駅徒歩15分
- (その他) 一時預かり事業
- (近隣園) 陽の木さくら保育園

(3)保護者への周知

民営化候補園を決定した際には、対象園の保護者に対しては説明会等により情報不足による不安の軽減を図るとともに、市民に対しても速やかに公表し周知を行います。

また、民営化する際には、その方法について保護者の意見が反映できるように意見聴取を実施します。

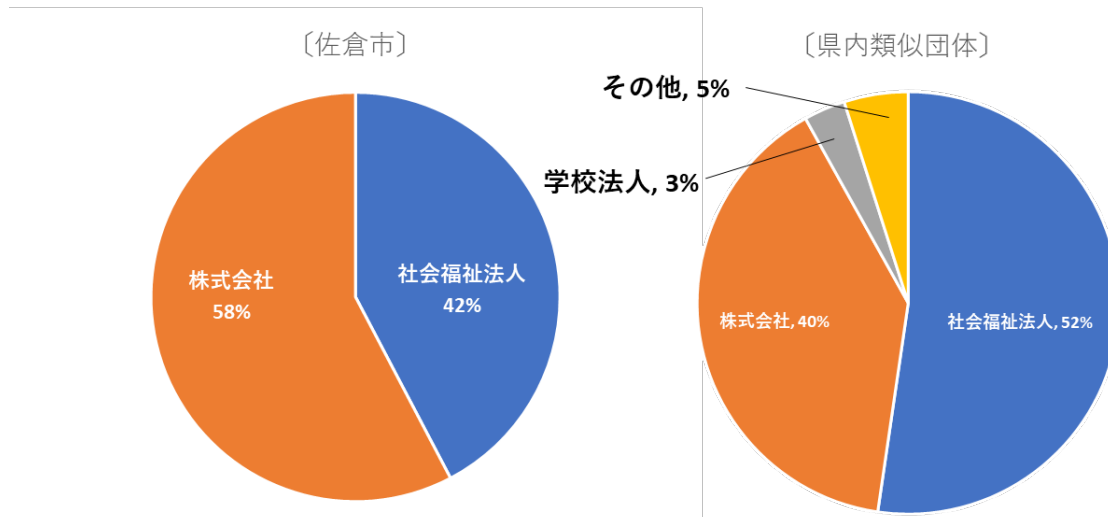
(4)移管事業者

基本方針（第1次）において、公立保育園を民営化する場合の移管事業者（法人）については、その公共性の高さを勘案し、社会福祉法人を第一候補としていました。

しかしながら、現在、市内及び千葉県内において社会福祉法人以外の法人による保育園の運営についても主流となっております。（参考：図10）

移管事業者を検討するにあたりましては、前述のとおり、保育内容は公立、民間の運営主体に関わらず一定の水準が確保されており、ひいては、社会福祉法人以外の学校法人や株式会社についても、適切な運営を行っている実績があることから、学校法人及び株式会社を含めて移管先の候補として広く選定できるものとしします。

(図10 民間保育園の運営法人の比率)



(令和7年4月1日現在)

(5)移管事業者の募集、選定

移管事業者の募集は、公募により行います。おもな応募要件は次のとおりとします。

- 民営化候補園と同等の定員設定
- 民営化候補園が現に実施している保育と同等以上の保育の実施（開所時間、産休明け保育、地域子ども・子育て支援事業）
- 一定期間の合同保育の実施

事業者の選定にあたっては、運営実績、経済的基盤、運営方針、新保育園提案地の利便性、保育従事者の経験、保育の特色、地域福祉への貢献等を総合的に勘案し、安定した運営を行い、質の高い保育を提供する事業者を選定します。その選定は、有識者や民営化対象園の保護者などをもって行います。

(6)民営化のスケジュール

公立保育園の民営化については、民営化実施年度の4年度前から、段階的に時間をかけて実施していきます。

南志津保育園の民営化にあたっては在園児が希望の園に転園できるよう、乳児から段階的に募集を停止しましたが、根郷保育園の場合は募集を停止すると、地域の保育枠がいっぱいになってしまう懸念があることから、根郷保育園の民営化にあたっては募集停止を行わないこととします。

また、令和8年度以降に入園する保護者には民営化についてあらかじめ了承をもらうとともに、令和7年度に既に在園している児童については、受入枠が増えて転園しやすいとされる3歳児クラスへの進級時に転園を希望する機会が確保できるよう、令和8年度から転園希望の調査を実施し、希望を把握した上で、できるだけ意向に沿えるように配慮します。

5 民営化後の保育の質の確保

(1)保育内容の確認

新保育園への移管後は、以下の事項に配慮し、民営化による影響がないように配慮します。

- 公募条件に合致した保育が実施されているかの確認
- 民営化対象園在園児の転園先におけるフォローアップ
- 新保育園在園児の保護者へのアンケート調査
- 県指導監査へ同行し、適正な保育が実施されているかの確認

(2)保護者、事業者、市の三者での打ち合わせの場の確保

新保育園への移管後の一定期間、保護者・事業者・市（民営化対象園関係者を含む）の三者で話し合いの場を設けて、より良い保育環境の構築に努めます。

6 用語集

頁	用語	説明
1	佐倉市立保育園等の在り方検討会	保育園や学童保育所、児童センターの運営に民間事業者を導入することについて検討した会議体（H21.3～H23.3に有識者・保護者代表・保育園長を構成員として12回開催）。
1	福祉サービス第三者評価	福祉サービスの質の向上を図り、利用者の方々へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
1	子ども・子育て支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。小規模保育事業等が創設された他、認定こども園の普及を推進している。
1	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。
1	小規模保育事業所等	3歳未満の子を対象とした、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業所。
1	インフラ施設	社会基盤を形成する道路、橋、公園、上下水道などの施設の総称。
2	区画整理事業	都市基盤が未整備な市街地等を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
4	事業所内保育施設	会社等に設置し、従業員の子どもを保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもも一緒に保育する形態もある。
5	保育所保育指針	保育園で実施する保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施にかかわる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。
10	一時預かり事業	病気やけが、冠婚葬祭、仕事など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった時に、幼稚園及び保育園で子どもを一時的に預かる事業。
10	病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的に預かる事業。
10	子育て短期支援事業	保護者が病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行う事業。

10	連携施設	小規模保育事業所等と連携する保育園、認定こども園、幼稚園等のこと。連携内容は、3歳児以降の保育の受け皿、代替保育、保育内容の支援がある。
10	代替保育	小規模保育事業所等の職員が病気等により保育を提供できない場合に連携施設が代わって保育を提供すること。
15	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する、地域の特性を考慮し市区町村が実施する、幼稚園、保育園等以外の子育て支援施策の総称（学童保育所、一時預かり事業など）。
15	民営化ガイドライン	公立保育園の民営化を実施する際の、事業者の公募方法などのルールや事業者選定の基準などを公表し、民営化の実施を円滑に進めることを目的としたもの。

佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）改定版

佐倉市子ども支援部子ども政策課 令和8年3月 発行

（引用） 12頁に記載している図は、国土地理院の地理院地図を使用しました。